

## (実施基準)

### 第1 事業の実施方針

#### 1 事業の一般的基準について

「農業復旧対策事業」の一般的基準については、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業費は、当該事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。
- (2) 本事業は、被災施設等の早期復旧が目的であり、その復旧は緊急を要することから、着工後又は着工予定の工事について、他の助成により実施中又は既に完了している事業を除き、本事業の補助対象とすることができる。
- (3) 本事業にあっても、「島根県農畜産業関係補助事業の手引き」を順守し、原則、一般競争入札による施設等の整備とする。
- (4) 事業の継続的な効果の発現を図るため、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済又は民間の損害保険等（天災に対する補償を必須とする）に加入することとする。

#### 2 制度資金との連携について

本事業の効果的な推進を図るため、事業の計画及び実施にあたっては、制度資金等の活用について、十分留意するものとする。

### 第2 事業の内容等

#### 1 共通的事項

小規模土地基盤整備、施設整備ともに、事業実施主体の自己労賃は補助対象としない。

#### 2 撤去費用について

平成27年1月の共済制度改正によりパイプハウスの撤去費が追加されたため、次項（5）と同様に、撤去経費から農業共済等撤去費支給額の1/2又は同相当額の1/2を控除した額を補助対象事業費とする。

ただし、実際の撤去費単価が下記標準撤去単価を下回る場合は、撤去費を補助対象外とする。なお、農業共済等撤去費支給額相当額の算定は次のとおりとする。

パイプハウス標準撤去単価：290円/m<sup>2</sup>（「園芸施設共済評価要領」平成30年5月2日付け30経営第367号農林水産省経済局長通知）に復旧面積（m<sup>2</sup>）を乗じた額。

#### 【算定式】

$$\text{農業共済等撤去費支給額相当額} = 290 \text{円/m}^2 \times \text{復旧面積 (m}^2\text{)}$$

#### 3 施設整備について

- (1) ビニールハウス等には、硬質フィルムを被覆したハウスを含むものとする。
- (2) 附帯施設については、別表に掲げるとおりとする。
- (3) 補助の対象とする施設は、新設若しくは新築によるもの又は新品のものとする。  
ただし、既存の施設及び資材の有効利用、事業費の低減等の観点からみて適当と認められる場合には、増築、併設等又は合体施行、直接施行又は古品若しくは古材の利用を推進する。  
なお、この場合の古品、古材については、適正な耐用年数を有するものとする。
- (4) 補助対象とする施設は、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。
- (5) 施設整備に係る補助対象事業費は、復旧費から農業共済等損害保険金支払額の1/2又は同相当額の1/2を控除した額とする。

また、農業共済等損害保険金相当額は、次のとおりとする。

ビニールハウス等 @ 2,636円（「園芸施設共済評価要領」平成30年5月2日付け30経営第367号農林水産省経済局長通知のパイプハウス特定園芸施設標準価額：

5, 730円/m<sup>2</sup>の46%相当額)に復旧面積(m<sup>2</sup>)を乗じた額。

【算定式】

$$\text{農業共済等損害保険金相当額} = 2,636 \text{円/m}^2 \times \text{復旧面積(m}^2\text{)}$$

ただし、復旧に係る施設整備費が5,730円/m<sup>2</sup>を下回る場合は、同施設整備費の46%相当額の1/2を、附帯施設についても同施設整備費の46%相当額の1/2を控除する。(いずれも1円未満の端数は切り上げ。)

なお、農業共済等損害保険金については、災害発生日から起算して前1年以内に共済等加入実績があり、契約条件の関係から給付がない場合は、0円給付があったものとみなす。

### 第3 事業の着工等

#### 1 事業の着工

事業の着工は、原則として、補助金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、被災施設の復旧に緊急を要し、事業の効果的な実施を図る上でやむを得ず補助金の交付決定前に着工する場合にあっては、事業実施主体において、補助金交付決定通知までのあらゆる損失等を、自らの負担とすることを了承の上で行うものとする。

#### 2 事前着工

前項の交付決定前に着工する場合は、着工前に、その理由を明記した農業復旧対策事業費補助金の執行計画について(事前着工届)(様式第11号)により県に提出するものとする。

#### 3 未竣工工事の防止

小規模土地基盤整備、施設整備で実施する工事については、未竣工工事(翌年度への繰越事務手続を執ることなく年度経過後も引き続き行う工事をいう。)が発生しないよう、必要に応じて予め予算の繰越等の手続を行うものとする。

(別表)

区分	附帯施設名
施設園芸用施設	(1) 温湿度調節施設 (暖房施設、冷房施設、カーテン装置等) (2) かん水施設 (3) 排水施設 (4) 換気施設 (5) 炭酸ガス発生施設 (6) 照明施設 (7) しゃ光施設 (8) 自動制御施設 (9) 発電施設 (10) 病虫害防除施設 (土壤消毒施設を含む。) (11) 肥料調製散布施設 (12) 養液栽培施設 (13) 運搬施設 (特定園芸施設に固定された運搬施設に限る。) (14) 栽培棚 (ベンチ) (15) 支持物 (施設内で平棚栽培するための支持わく (骨格の主要部分と接続されている場合に限る。) を除く。)
畜産用施設	(1) 搾乳施設 (2) 自動給餌施設 (3) 飼料混合施設 (4) ほ乳ロボット (5) 給排水施設 (6) 換気施設 (7) 照明施設 (8) 巻上カーテン (9) 床マット (10) 自動制御施設 (11) 保温・温水施設 (12) 集卵・洗卵・パックシール施設 (13) 鶏ゲージ (14) 連動スタンション (15) 間仕切り柵 (16) バーンクリーナー (17) 堆肥製造関連施設 (18) 発電施設

